



平成 29 年度公立・私立認可保育所（園）等入所案内 保育施設（保育所・保育園・認定こども園・小規模保育）の 新規入所申し込みがはじまります

公立・私立保育所（園）、認定こども園（下表の 2 号認定・3 号認定のみ）、小規模保育の平成 29 年 4 月からの新規入所（園）申し込みは、市の窓口で受け付けを行います。期間内に手続きをしてください。

問 総子ども入園課

■ 3 種類の支給認定

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1 号認定 【教育標準時間認定】	満 3 歳以上で、教育を希望する子ども	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園型・幼保連携型）
2 号認定 【保育認定】	満 3 歳以上で、保護者の就労状況等により保育を必要とする子ども	・保育所（園） ・認定こども園（幼稚園型・幼保連携型）
3 号認定 【保育認定】	満 3 歳未満で、保護者の就労状況等により保育を必要とする子ども	・保育所（園） ・認定こども園（幼保連携型） ・小規模保育

■ 保育認定である 2 号・3 号の支給認定時、次の区分に分類されます（保育必要量）

- ・「保育標準時間」利用…フルタイム就労を想定した利用時間（最長 11 時間）
- ・「保育短時間」利用…パートタイム就労を想定した利用時間（最長 8 時間）

■ 2 号認定・3 号認定申込書等の配布・受け付け

※ 1 号認定は各施設に直接申し込みをしてください。

○ 申込書等配布

日時	配布場所
10月16日(日) 午前8時30分～正午、午後1時～5時	・総和庁舎子ども入園課
10月17日(月)～ [土曜日・日曜日・祝日を除く] 午前8時30分～午後5時15分 ※毎週木曜日は、総和庁舎子ども入園課のみ午後7時まで。	・総和庁舎子ども入園課 ・古河庁舎市民総合窓口室 ・三和庁舎市民総合窓口室

※「勤務証明書」は、10月1日から市公式ホームページからもダウンロードできます。

○ 入所申し込み・支給認定申請受け付け

日時	受付場所
11月8日(火)～30日(水) [土曜日・日曜日・祝日を除く] 午前8時30分～午後5時15分 ※毎週木曜日は、総和庁舎子ども入園課のみ午後7時まで。	・総和庁舎子ども入園課 ・古河庁舎市民総合窓口室 ・三和庁舎市民総合窓口室

■ 入所できる基準

2 号認定・3 号認定は、申し込み時点で次の①～⑩の入所基準があります。

- ① 就労（基本的にすべての労働を含む）
※ 月 64 時間以上の就労時間が必要です。
- ② 求職活動
- ③ 育児休業取得中にすでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要
- ④ 妊娠中、または出産後間もない
- ⑤ 就学
- ⑥ 保護者の疾病・障がい
- ⑦ 同居親族等の介護・看護
- ⑧ 災害復旧
- ⑨ 虐待や DV のおそれがある
- ⑩ その他、上記に類するとして市が認めるもの